



# 内閣府よりお知らせ

お住まいの地方公共団体の一部区域について、  
「重要土地等調査法」<sup>[※]</sup>に基づき、  
令和6年5月15日（水）に、  
「注視区域」・「特別注視区域」の指定が  
施行されます。

[※] 正式な法律名: 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

「注視区域」・「特別注視区域」の指定が施行されると、・・・

- ◆国は、その区域内で重要施設等(防衛関係施設等)の機能を阻害する行為(機能阻害行為)が行われていないか調査します。
- ◆機能阻害行為が確認されましたら、土地や建物の利用者に対し、機能を阻害する利用の中止等の勧告・命令を行うこととしております。

上記に加えて、「特別注視区域」では、・・・

- ◆「特別注視区域」内にある土地・建物(200㎡以上)については、所有権等に移転する契約を締結する場合、国への届出が必要となります。

お住まいの地域が区域に指定されているかどうかなど、  
詳しくは、以下の内閣府のホームページをご参照下さい。

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>

内閣府 重要土地

検索 



ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さい。

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL : 0570-001-125 (平日9:30~17:30)

内閣府政策統括官 (重要土地担当)



# よくあるご質問

Q1

自分の土地や建物が指定された区域内にあるかどうかは、どのようにして調べることができますか？

A1

内閣府のホームページ（表のページを参照）に詳細な区域の図を掲載していますので、そちらでご確認ください。あわせて、「注視区域」に指定されているのか、「特別注視区域」に指定されているのか、ご確認ください。

Q2

区域指定によって、土地や建物の取引ができなくなりますか？  
また、日常生活や事業活動にどのような影響が生じますか？

A2

不動産の取引自体を規制するものではありません。  
また、機能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行う制度であり、一般的な生活や事業活動には影響ありません。

Q3

自分の土地・建物が「注視区域」内にありますが、届出は必要になりますか？

A3

届出が必要になるのは、「特別注視区域」内にある土地・建物(200㎡以上)の売買等を行う場合です。

Q4

調査とは具体的にどのようなものですか？  
思想や信条に係る情報も調査対象ですか？

A4

不動産登記簿等の収集を基本とした調査を国が行います。思想や信条に係る情報を含め、その土地や建物の利用に関連しない情報を調査することはありません。